

富山県学校法人寄附行為認可申請書等及び私立学校等の
設置認可申請書等の様式等について

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「学規則」という。）、私立学校法施行規則（昭和 25 年文部省令第 12 号。以下「私規則」という。）及び富山県私立学校等設置認可手続取扱要領（平成 6 年 10 月 1 日施行。以下「要領」という。）により、学校法人寄附行為認可申請書、学校法人寄附行為変更認可申請書、解散認可（認定）申請書、合併認可申請書、組織変更認可申請書、寄附行為変更届出書、学校設置認可申請書、学校設置計画書及び学校設置認可申請書（以下「申請書等」という。）の様式及び申請書等に添付する知事が定める書類等並びに要領第 6 条の規定による申請書等その他の書類の様式等は、次表に定めるところによる。

申請の種類		根拠規定	提出すべき書類
学校法人の設立に係る学校法人寄附行為認可申請書等		私規則第 2 条第 4 項	別表 1 のそれぞれ該当する欄に定める書類及び様式等
学校設置を伴う学校法人寄附行為変更認可申請書等		私規則第 4 条第 7 項及び 11 項	
学校設置を伴う学校法人組織変更認可申請書等		私規則第 9 条第 6 条	
学 校 法 人 寄 附 行 為 変 更 認 可 申 請 書	条項のみを改正する場合	私規則第 4 条第 1 項	別表 2 の 1 のそれぞれ該当する欄に定める書類及び様式等
	学校を廃止する場合	私規則第 4 条第 10 項	
	収益事業を新たに行う場合	私規則第 4 条第 12 項	
学校法人解散認可（認定）申請書等		私規則第 5 条	
学校法人合併認可申請書等		私規則第 6 条	
学校設置を伴わない学校法人組織変更認可申請書等		私規則第 9 条第 1 項	
寄附行為変更の届出書等		私規則第 4 条の 3	別表 2 の 2 に定める書類及び様式等
学校設置認可申請書等		学規則第 3 条 要領第 4 条第 1 項	
設置者が学校法人である場合			別表 3 の「学校設置認可申請書」の欄に定める書類及び様式等
設置者が学校法人以外である場合			別表 3 の「学校設置認可申請書」欄及び別表 4 の「学校設置認可申請書」の欄に定める書類及び様式等
学校設置計画書等		要領第 2 条第 1 項	
設置者が学校法人である場合			別表 1 の「学校設置計画書」の欄及び別表 3 の「学校設置計画書」の欄に定める書類及び様式等
設置者が学校法人以外である場合			別表 3 の「学校設置計画書」の欄及び別表 4 の「学校設置計画書」の欄に定める書類及び様式等

(別表1)
学校設置に伴う学校法人寄附行為認可等申請書その他の書類の様式

区 分		提出すべき書類	様 式	寄附行為認可	寄附行為変更認可		組織変更認可	学校設置 計画書
				私立学校等を設置する 学校法人の設立	私立学校の設置又は 課程等を設置	学校又は課程を廃止し、 その教職員等を基に、他 の県に学校又は他の課 程を設置する場合	学校設置を伴う	
				私学規第2条第5項	私学規第4条第5項	私学規第4条第9項	私学規第9条第1項 私学規第9条第5項	要領第2条第1項
1	認可申請書			○				
					○	○		
							○	
2	寄附行為			○				
3	寄附行為変更の条項(当該条項に係る新旧の比較対照表を含む。)及び事由を記載した書類				○	○	○	
4	設立趣意書(理由書)			○			○	
5	設立決議録			○				
6	設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類	様式例26		○	○	○	○	
7	設立代表者の履歴書			○				
○	役員に関する書類			○			○	
8	役員の就任承諾書、履歴書	様式例19,20		○			○	
9	役員のうち、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれていないことを証する書類	様式例23-1		○			○	
10	役員が私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることを証する書類	様式例22-1		○			○	
11	役員が学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有することを証する書類	様式例25		○			○	
12	寄附行為所定の手続き(法第42条に規定する手続きを含む。)を経たことを証する書類				○	○	○	
13	現行寄附行為				○	○	○	
14	経費の見積り及び資金計画を記載した書類	様式例28		○	○		○	
15	設置経費の算出基礎表	様式例29		○	○		○	
16	転共用計画表	様式例30		○	○		○	
17	設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類	様式例31		○	○		○	
18	当該学校法人の事務組織の概要を記載した書類	様式例32		○	○		○	
19	財産目録その他最近における財産の状況を知ることができる書類	様式例33		○	○	○	○	
20	財産目録総括表	様式例34		○	○	○	○	
21	開設年度の前々年度の財産目録その他最近における財産の状況を知ることができる書類、貸借対照表及び収支計算書並びに開設年度の前年度の予算書	様式例33,36			○		○	
22	財産目録について公認会計士の監査の結果を記載した書類			○	○	○	○	
23	寄附申込書			○	○※1	○※1	○※1	
24	寄附の収納状況を明らかにする書類			○	○※1	○※1	○※1	
25	不動産の権利の所屬についての登記所の証明書書類等			○	○		○	
26	不動産その他の主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書			○※2	○※2		○※2	
27	設立後(寄附行為変更後)二年の事業計画及びこれに伴う予算書	様式例35,36		○	○		○	
○	予算書の内容を補足する書類			○	○		○	
28	資金収支予算決算総括表	様式例38		○	○		○	
29	消費収支予算決算総括表	様式例39		○	○		○	
30	生徒納付金内訳表	様式例40		○	○		○	
31	専任教職員等給与内訳表	様式例41		○	○		○	
32	負債がある場合又は借入れを予定する場合には、その償還計画書	様式例37		○	○		○	
33	校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面			○	○	○	○	
提出部数				2部	2部	2部	2部	1部
提出期限				開設年度の前年度の 10月31日	開設年度の前年度の 10月31日	開設年度の前年度の 10月31日	開設年度の前年度の 10月31日	開設年度の前々年 度の12月25日

左欄に掲げる寄附行為認可等の、「二五」財産目録について公認会計士の監査の結果を記載した書類を除く

(注)

- ※1 設置経費及び経常経費の財源に寄附金を含まない場合は、添付を省略することができる。
- ※2 適正な価格で購入した場合その他新たに評価を行う必要がないと認められる場合は、添付を省略できる。
- ※3 「学校法人の概要」「学校法人の事務組織」については、必要がないと認めるときは、提出を免除することができる。

(別表2の1)

学校設置以外に係る学校法人寄附行為変更認可等申請書その他の書類の様式

区 分		寄附行為変更認可			解散認可(認定)	合併認可	組織変更認可
		条項の改正 私学規第4条第1項	学校、課程の廃止 収益事業の廃止 私学規第4条第8項	収益事業の開始 私学規第4条第10項	私学規第5条	私学規第6条	学校設置を 伴わない場合 私学規第9条第1項
提出すべき書類		様 式					
1	認可申請書	寄附行為変更認可申請書	○	○	○		
		解散認可申請書				○	
		合併認可申請書					○
		組織変更認可申請書					
2	寄附行為変更の条項(当該条項に係る新旧の比較対照表を含む。)及び事由を記載した書類		○	○	○		○
3	理由書				○	○	○
4	当該学校法人の概要を記載した書類	様式例29	○	○	○	○	
○	役員に関する書類					○	
5	役員の就任承諾書、履歴書	様式例19,20				○	
6	役員のうち、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれていないことを証する書類	様式例23-1				○	
7	役員が私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることを証する書類	様式例22-1				○	
8	役員が学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有することを証する書類	様式例25				○	
9	寄附行為所定の手続き(法第42条に規定する手続きを含む。)を経たことを証する書類		○	○	○		○
10	法第50条第1項第1号に規定する(法第52条第1項)手続(法第42条に規定する手続きを含む。)又は寄附行為所定の手続き(法第42条に規定する手続きを含む。)を経たことを証する書類				○	○	
11	法第55条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類					○	
12	現行寄附行為		○	○	○	○	
13	当該学校法人の事務組織の概要を記載した書類	様式例32	○	○	○	○	
14	財産目録その他最近における財産の状況を知ることができる書類	様式例33		○		○	
15	財産目録総括表	様式例34				○	
16	開設年度の前々年度の財産目録その他最近における財産の状況を知ることができる書類、貸借対照表及び収支計算書並びに開設年度の前年度の予算書	様式例33,36			○		
17	不動産の権利の所属についての登記所の証明書書類等					○	
18	不動産その他の主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書				○※1	○	
19	設立後(寄附行為変更後)二年の事業計画及びこれに伴う予算書	様式例35,36		○	○	○	
○	予算書の内容を補足する書類					○	
20	資金収支予算決算総括表	様式例38				○	
21	消費収支予算決算総括表	様式例39				○	
22	生徒納付金内訳表	様式例40				○	
23	専任教職員等給与内訳表	様式例41				○	
24	負債がある場合又は借入れを予定する場合には、その償還計画書	様式例37			○		
25	校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面				○	○	
26	当該廃止する私立学校若しくは課程等又は収益事業に係る財産の処分に関する事項を記載した書類			○			
27	残余財産の処分に関する事項を記載した書類				○		
28	合併契約書					○	
29	存続学校法人又は設立学校法人の寄附行為					○	
30	合併前の学校法人または準学校法人の寄附行為					○	
31	存続学校法人又は設立学校法人の設置する私立学校の学則					○	
32	合併前の学校法人又は準学校法人の貸借対照表					○	
提出部数			2部	2部	2部	2部	2部

(注)

※1 適正な価格で購入した場合その他新たに評価を行う必要がないと認められる場合は、添付を省略できる。

※2 「学校法人の概要」「学校法人の事務組織」については、必要がないと認めるときは、提出を免除することができる。

(別表2の2)

寄附行為変更の届出に係る提出書類の様式

提出すべき書類	規則第4条の3第2項
○ 学校法人寄附行為変更届出書	○
寄附行為の条項(当該条項に係る新旧の比較対照表を含む。)及び事由を記載した書類	○
○ 添付書類	
寄附行為所定の手続き(法第42条に規定する手続きを含む。)を経たことを証する書類	○
寄附行為(変更後)	○
提出部数	1部

寄附行為変更の届出事由	
4の3-1-1	学校の名称
4の3-1-2	事務所の所在地
4の3-1-3	公告の方法

(別表3)
 学校設置に係る設置認可申請書・設置計画書その他の書類

区 分		学校設置認可申請書	
		学教規第3条 要領第4条第1項	学校設置計画書 要領第2条第1項
	提出すべき書類	様 式	
1	学校設置計画書	学校設置計画書	○
2	学校設置認可申請書	学校設置認可申請書	○
3	設立趣意書		○
4	学校設置要項	様式例1	○
5	学則		○
6	学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面及び校舎等の配置図・平面図		○
7	学級編制表	様式例2	○
8	教職員編制表	様式例3	○
9	学校長の履歴書及び就任承諾書	様式例4,5	○
10	教員の氏名、経歴の概要を記載した書類	様式例6	○
11	教員の履歴書及び就任承諾書	様式例4,5	○
12	校地等の概要を記載した書類	様式例7	○
13	校舎その他の建物の概要を記載した書類	様式例8-1,8-2	○
14	設備の概要を記載した書類	様式例9	○
15	入学案内・付帯事業の概要その他参考となる書類		
提出部数			2部
提出期限			開設年度の前年度の10月31日
			開設年度の前々年度の12月25日

(別表4)

学校法人以外の設置者が学校設置認可申請書及び学校設置計画書に添付すべき書類

区 分		学校設置認可申請書		学校設置計画書
		学教規第3条 要領第4条第1項		要領第2条第1項
	提出すべき書類	様 式		
1	定款・規則		○	
2	当該学校法人の概要を記載した書類	様式例27	○	○
3	経費の見積り及び資金計画を記載した書類	様式例28	○	○
4	設置経費の算出基礎表	様式例29	○	○
5	転共用計画表	様式例30	○	○
6	設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類	様式例31	○	○
7	当該学校法人の事務組織の概要を記載した書類	様式例32	○	○
8	財産目録その他最近における財産の状況を知ることができる書類	様式例33	○	○
9	財産目録総括表	様式例34	○	○
10	不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等		○	○
11	不動産その他の主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書		○※	○※
12	設立後(寄附行為変更後)二年の事業計画及びこれに伴う予算書	様式例35,36	○	○
13	生徒納付金内訳表	様式例40	○	○
14	専任教職員等給与内訳表	様式例41	○	○
15	負債がある場合又は借入れを予定する場合には、その償還計画書	様式例37	○	○
16	財産目録についての公認会計士の監査結果		○	
提出部数			2部	1部
提出期限			開設年度の前年度の 10月31日	開設年度の前々年度の 12月25日

※適正な価格で購入した場合その他新たに評価を行う必要がないと認められる場合は、添付を省略できる。